

医療的ケア者等に対応する生活介護事業所等に関するサウンディング型市場調査 結果概要

1 サウンディング型市場調査の実施経緯

本市では、障がいのある方が身近な地域において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられるよう、日中に入浴・食事などの介護や創作的・生産活動の機会の提供を受けられることのできる生活介護事業所に対し各種補助制度を実施することで、着実に整備が進んでいます。

しかしながら、近年増加する、医療的ケア者、肢体不自由者、重症心身障がい者（以下「医療的ケア者等」という。）に対応可能な事業所が不足しており、利用者は曜日ごとに異なった事業所に通所する状況です。

令和6年6月1日時点において、市内の生活介護事業所は27か所のうち、対応可能な事業所は7か所に留まっており、特に、行徳地区においては2か所と少ない状況です。

今後、特別支援学校等で支援を受け通学している、医療的ケア児、肢体不自由児及び重症心身障がい児の卒業人数の増加が見込まれており、医療的ケア者等の日中活動の場である生活介護事業所の整備が必要であり、特に、行徳地区での確保は急務です。

このため、行徳地区にある市有地を活用することにより、医療的ケア者等に対応可能な生活介護事業所の開設の可能性を検討するため、サウンディング型市場調査を行うこととしたものです。

2 サウンディング型市場調査の方針

- ・ 市有地の用途は、医療的ケア者等への提供体制を備えた生活介護事業所の整備を基本とした。なお、全利用者を医療的ケア者等とする必要は求めなかった。
- ・ その他サービスを付帯することが、より効果的なサービス提供に資する場合は、別サービスを併設又は一体的に運営することも可とした。
- ・ 上記のサービスに加え、障害の程度や特性により、他の事業所に通所が困難な障がい者が通所可能とする事業の提案も可とした。

3 対象用地の概要

所在地	市川市福栄4丁目3767番476
土地面積	582.87㎡
都市計画区域	市川市都市計画区域、市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
建ぺい率	50%
容積率	100%
高さ制限	10m
その他	市川市景観計画区域 日影規制:(範囲5m超)4h、(範囲10m超)2h、測定水平面(1.5m)
現況	更地

4 サウンディングの項目

- 事業のアイデアに関する提案
 - ・ 実施する事業の内容(サービス種別、規模等)、整備する施設の内容等に関する提案
 - ・ 事業方式に関する提案
 - ・ 地域貢献、環境対策等に対する提案
- 事業計画、収支計画に関する提案
- 事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮してほしい事項

5 サウンディング型市場調査の実施概要

	内容	実施月日
1	実施要領の公表	令和6年8月26日
2	現地見学会・説明会の開催 【参加事業者:2事業者】	令和6年9月19日 令和6年9月20日
3	事前質問の回答公表	令和6年10月23日
4	サウンディングの実施 【参加事業者:2事業者】	令和6年11月27日 令和6年12月23日
5	実施結果概要の公表	令和7年2月10日

6 サウンディング型市場調査の結果概要

事業のアイデア等について、2事業者から提案がありました。

	提案 A	提案 B
事業のアイデアに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア者をはじめとする、「軽度から重度」、「身体・知的・精神」を含めた全ての障害種別に対応できる施設の構築。 ・ 想定サービス種別は、「生活介護」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「就労継続支援B型」の4サービスを1つの建物で実施。 ・ 利用者の対象年齢を0歳から64歳とした「障がい者ワンストップステーション」。 ・ 「職業準備性ピラミッド」をベースに、未就学期では「健康管理」から「日常生活管理」、就学期には「日常生活管理」から「対人スキル」、成人以降は「対人スキル」、「基本的就労習慣」、「職業適性」などの支援を実施し、一般就労へと結び付けていく方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの必要な障がい児者に対し切れ目のない通所場所として、生活介護を中心に、重症心身障害児の放課後等デイサービス及び児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、訪問看護といったサービスを提供。 ・ 児童から介護までの一体的運営を行う事で切れ目の無い、ワンストップ体制が図れる。 ・ 生活拠点や保護者等の交流場所となるような場所としてサービス展開していく。 ・ 事業の経営状況に応じて相談支援や就労支援も検討していく。また、医療的ケア児の自立を十分検討し必要であれば、就労移行や自立訓練も検討する。 ・ 強度行動障害のある方等、受け入れ先を確保することが困難な方を受け入れていく。
「事業計画、収支計画に関する提案」及び「事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮してほしい事項」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実現には、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の採択が必須となる。 ・ 各種補助金、地元金融機関や建築事業者等の協力が不可欠であり、市から関係機関への協力の働きかけが必要不可欠。 ・ 市有地を賃貸するため、建設費を金融機関から借り入れするにあたり、抵当権の設定が不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費用の半分は社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助があることを前提とした事業設計。国庫補助金の補助がない場合、収支はマイナスとなる。 ・ 事業が軌道にのるまでの間(3年間程度)、補助が必要。

* 本サウンディング型市場調査にご参加いただいた事業者名、事業者独自の技術的ノウハウや知的財産に関わることについては非公表としています。

7 今後の予定

今回のサウンディング型市場調査でいただいた貴重なご提案、意見を参考に、市有地貸付に係る公募の是非を検討いたします。